第1回　海賊版対策を強化した2020年改正著作権法

TPP加盟に伴う著作権法改正&2020年著作権法改正

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM）　客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士　城所 岩生（きどころ いわお）

本号ではTPP加盟に伴う著作権法改正について、前号で解説した「著作物等の保護期間の延長」に続いて、残りの改正を紹介した後、海賊版対策を強化した2020年改正著作権法の解説の連載をスタートします。

改正内容（2）著作権等侵害罪の一部非親告罪化

著作権法では、著作権の侵害は刑事罰の対象となるものの、被害者からの告訴がないと検察は起訴しない親告罪とされていましたが、一定の要件を満たす場合に非親告罪とする改正です（図1参照）。

アニメ、同人誌、コミケ（マンガやアニメの同人誌を発売するコミックマーケット）などの二次創作は著作権者の許諾を得ないと著作権侵害になりますが、ユーザーは法律を守るためにいちいち著作権者の許諾を得ているでしょうか？　ネット上には許諾を取らず利用していると思われるコンテンツが氾濫しています。それらは権利者が許諾なしの利用に気づかないケースもありますが、気づいていても黙認しているケースも少なくありません。

黙認しているケースは法律用語では「黙示の許諾」とよばれます。ようするに暗黙の了解で、いわば、「お目こぼし」です。しかし、仮に暗黙に了解されていると推測して、無断で利用しても、権利者が「お目こぼし」せず、権利を主張されたら、著作権侵害罪に問われるリスクを投稿者は負っているわけです。

このリスクが顕在化したのがTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟でした。協定の交渉は条約・協定の慣例どおり、秘密交渉で進められました。しかし、知財分野については米国が参加国に要求している項目が2011年にリークされ、その中に著作権侵害の非親告罪化も含まれていました。

著作権法は損害賠償などの民事責任だけでなく、刑事罰についても定めています。この刑事罰は日本では被害者の告訴がないと、訴追されない「親告罪」です。親告罪は起訴して事実を明るみに出すことにより、かえって被害者の不利益になるおそれのある場合（例：強姦罪）や被害が軽微で、被害者の意思を無視してまで訴追する必要がない場合に認められています。

これを被害者の告訴がなくても検察が検挙できる「非親告罪」にしろというのがTPP加盟に伴う米国の要求でした。非親告罪化すると、権利者がお目こぼししているような侵害を検察が訴追することが可能になります。著作権法違反には10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（懲役と罰金を併せて科すことも可能）という、世界的に見ても厳しい刑事罰があります。

権利者がお目こぼししても、検察が独自に検挙するおそれが出てくれば、同人誌などの二次創作の創作活動は萎縮します。漫画家の赤松健氏は「スポーツでも何でもアマチュアの裾野が広いほど、プロは強くなります。（TPPで）裾野を狭めると漫画の質が落ちて面白くなくなる」と指摘します[※1]。たしかに、権利者や出版社がお目こぼしをするのは、裾野を広げて、将来、金の卵を産むクリエイターを育てるというねらいもあります。

二次創作をめぐるこうした背景から、TPP交渉での米国の要求がリークされて以来、これまで権利者がお目こぼししてきたコスプレや漫画のパロディなどの二次創作が摘発されるのではないか、とネット上で大騒ぎになりました。

（2）著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について，以下のすべての要件を満たす場合に限り，非親告罪の対象とする。

①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること
（※）有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

出典：https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/pdf/r1408266_01.pdf

図1　著作権等侵害罪の一部非親告罪化

※1　「TPP参加でアキバ文化が消える日」『サンデー毎日』2013年4月7日号。

二次創作は対象外に

こうした懸念を反映して、2015年10月のTPP最終合意では二次創作については非親告罪の適用除外としました。これを受けて2016年12月に成立した「環太平洋パートナーシップの締結に伴う関係法律の整備に関する法律」※2には、著作権等侵害罪の一部親告罪化を行う規定が盛り込まれましたが、非親告罪の範囲については次の3つの条件を課すことにより事実上海賊版対策に限定し、コミケなどの二次創作は除外されました（図1参照）。

米国の離脱により締結されたTPP11を受けて、2018年6月に成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」※2にもこの規定が盛り込まれました。

① 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
② 有償著作物等について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
③ 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること

図1では親告罪のままとなる行為として、漫画等の同人誌をコミケで販売する行為や漫画のパロディをブログに投稿する行為をあげています。これらの行為は非親告罪にこそなりませんでしたが、違法であることには変わりありません。日本政府がクールジャパン戦略を掲げて久しいですが、未だにパロディも合法化されていない状況に変わりはないのです。

また、今回の改正で非親告罪の適用除外としたのは二次創作であって、デジタルアーカイブ化については非親告罪の対象から除外されていません。このため、せっかく2018年改正の４本柱の一つに掲げて、促進したデジタルアーカイブ化ですが、TPP11による法改正で非親告罪の対象となったため、これに伴う萎縮効果、すなわち告訴をおそれてデジタルアーカイブ化を躊躇する懸念が生じてしまいました。

改正内容（3）アクセスコントロールの回避等に関する措置

改正前の著作権法では、著作権侵害を技術的に防ぐ保護技術について技術的保護手段として保護してきましたが、暗号化等により契約者以外は視聴できないようにするアクセスコントロール機能のみを有する保護技術については、著作物の視聴等の行為にまで権利を及ぼすことになるとして、保護の対象とはしていませんでした。改正法では第２条に第21号を新設し、技術的利用制限手段について定義しました。

今回の改正により、従前の技術的保護手段に加え、アクセスコントロール機能のみを有する保護技術について、新たに「技術的利用制限手段」を定義した上で、技術的利用制限手段を権原なく回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなして民事上の責任を問いうることとするとともに、技術的利用制限手段の回避を行う装置やプログラムの公衆への譲渡等の行為を刑事罰の対象とすることとしています（図2の（3）参照）。

ちなみにこの「アクセスコントロールの回避等に関する措置」も改正内容（1）の「著作物等の保護期間の延長」同様、TPP11では凍結されています。国内でかつて検討された時にも上記のとおり、アクセスコントロール機能のみを有する保護技術については、著作物の視聴等の行為にまで権利を及ぼすことになるとして反対が多く、保護の対象とはしませんでした。保護期間の延長だけでなくこのアクセスコントロール回避規制まで実現させたことも、今回の改正が条約を隠れ蓑に使うポリシーロンダリングのかつてない成功例とする理由でもあります。

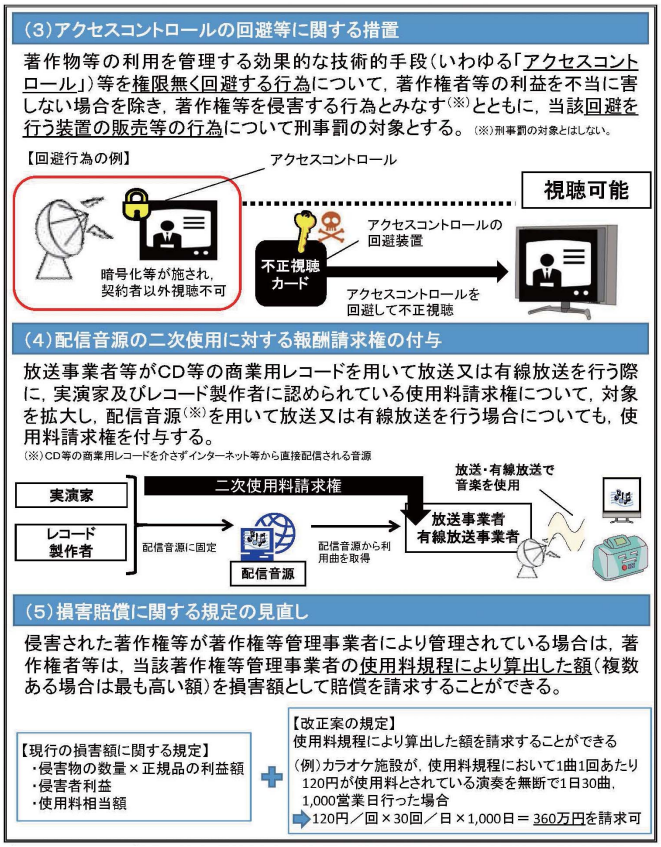

出典：図１と同じ

図2　その他の改正

※２　機関誌IM　連載12回　2021年1.2月号P41　参照

改正内容（4）配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

改正前の95条および97条は、CD等の「商業用レコード」を用いて放送または有線放送を行う際、実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を与えていました。「商業用レコード」は2条7号で、「市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう」とされていたため、インターネットによる配信限定で販売され、CD等では配信されない配信音源については二次使用料請求権が認められないことになっていました。このため、95条を改正し放送事業者等は、配信音源についても実演家及びレコード製作者に二次使用料を支払わなければならないようにしました（図3の（4）参照）。

改正内容（5）損害賠償に関する規定の見直し

著作権法114条に4項を新設し、音楽の例でいえばJASRACのような著作権等管理事業者が管理する著作権等が侵害された場合、当該著作権等管理事業者が定める使用料規定により算出した額を損害額として請求できる旨規定しました（図3の（5）参照）。

以上で「TPP加盟に伴う著作権法改正」の解説を終え、インターネット上の海賊版対策を強化した2020年の改正著作権法の解説に入ります。

2020年改正著作権法による海賊版対策強化

2020年6月に成立し、公布された改正著作権法は前回まで12号にわたって連載した2018年改正ほどの大改正ではありませんでした。近年深刻化する海賊版サイト対策を強化する改正でしたが、2019年に政府が提出を検討していた改正案に対して、国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念が拡大したこと、漫画家など海賊版被害の当事者から違法化の範囲が広すぎるとの意見が出されたことなどから2019年の通常国会への提出は見送られました。見送られた改正案を見直しして成立したのが、2020年の改正著作権法です。

インターネット上の海賊版被害の実態

2018年4月、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議が、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」[※3]を発表しました。緊急対策は特に悪質な海賊版サイトとして閲覧防止措置（ブロッキング）の対象として「漫画村」など3サイトをあげ、最大の海賊版サイト「漫画村」による被害額は約3,000億円に上るとの推計を紹介しています[※4]。また、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、侵害コンテンツへのリンク情報を提供するリーチサイトについては、2019年2月の文化審議会著作権分科会報告書[※5]は最大級の「はるか夢の址」における被害額が、権利者団体の調査によれば摘発までの1年間で約731億円に上ったとしています[※6]。

改正の概要

文化庁の「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律　御説明資料（以下、「文化庁資料」）[※7]からの図3のとおり、アップロードについては、著作権者の許可なく著作物をアップロードすることは改正前から違法でした。ダウンロードについては、違法にアップロードされた音楽・映像を違法なものと知りながらダウンロードすることは改正前から違法でしたが、音楽・映像以外は対象外でした。このため、海賊版被害の大きかった漫画なども規制できるように違法にアップロードされた著作物の対象を広げました。また、違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約したリーチサイトについては、規制していませんでしたが、サイト運営行為とリンク提供行為の両方を規制することにしました。

リーチサイト対策

改正による規制は　①リーチサイト対策と②ダウンロード違法化が二本柱でしたが、施行日は①が2020年10月1日、②が2021年1月1日でしたので、先に施行された①から文化庁資料をもとに条文を紹介します。条文には下線を引いて吹き出しで説明がついている箇所があるため、その部分に番号を付して条文の後に吹き出し内の説明を記しました。最後に条文の要約を付けましたので、要約からお読みいただくと理解しやすいかもしれません。

※3　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf
※4　注3の資料4ページ。
※5　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf
※6　注5の資料60ページ。
※7　https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_02.pdf

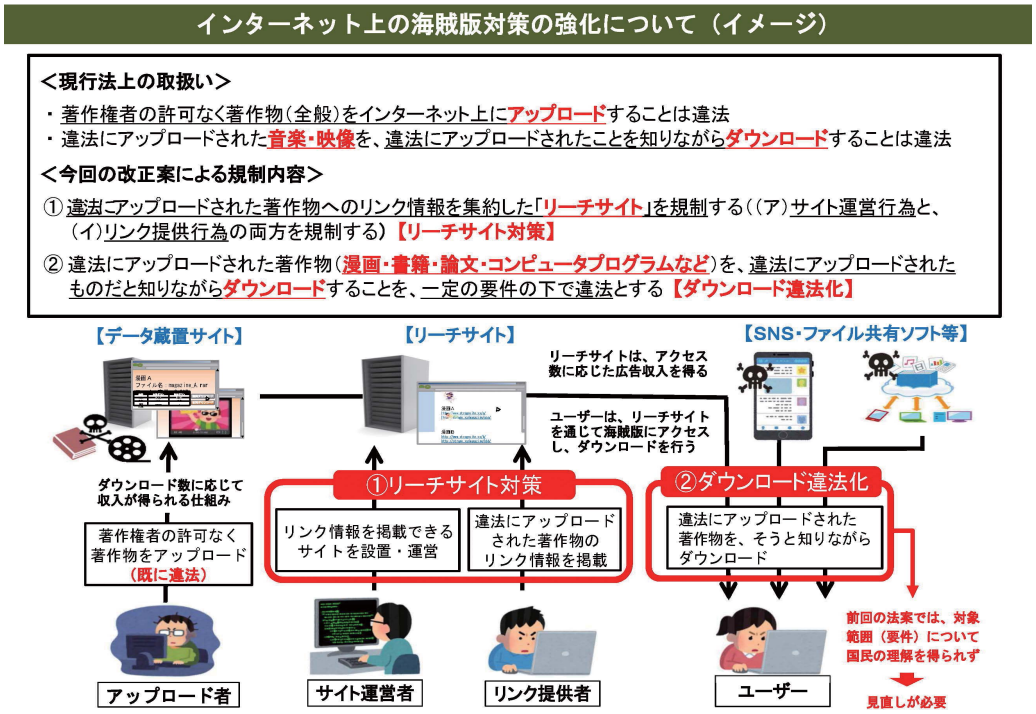

図３　改正の概要

第113条第２項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

（侵害とみなす行為）
第百十三条（略）
２　送信元識別符号[1]又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等等」という。）の提供[2]により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等[3]」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合[4]には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

この条文のように（　）内の説明が長い場合、（　）外を網掛けにしましたので、全文を読む前に網掛け部分からお読みいただくことをおすすめします。

1　いわゆるURL
2　「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など
3　リーチサイト（１号）・リーチアプリ（２号）（筆者補足：それぞれの定義は次の第113条第２項第１号参照）
4　リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

要約すると、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合にリンクを提供すると侵害とみなされます。

第113条第２項第１号：リーチサイト・リーチアプリの定義

（侵害とみなす行為）
第百十三条（略）
２（略）
一　次に掲げるウェブサイト等[1]
　イ　当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に[2]誘導するものであると認められるウェブサイト等
　ロ　イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として[3]公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等
二　次に掲げるプログラム[4]
　イ・ロ（略）※リーチサイトと同様であるため、省略

イ、ロのイメージは図４のとおりです。

1　リーチサイト
2　サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定
3　掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定
4　リーチアプリ

要約すると、①公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導する、あるいは②主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものと認められるサイトが「リーチサイト」、アプリが「リーチアプリ」です。

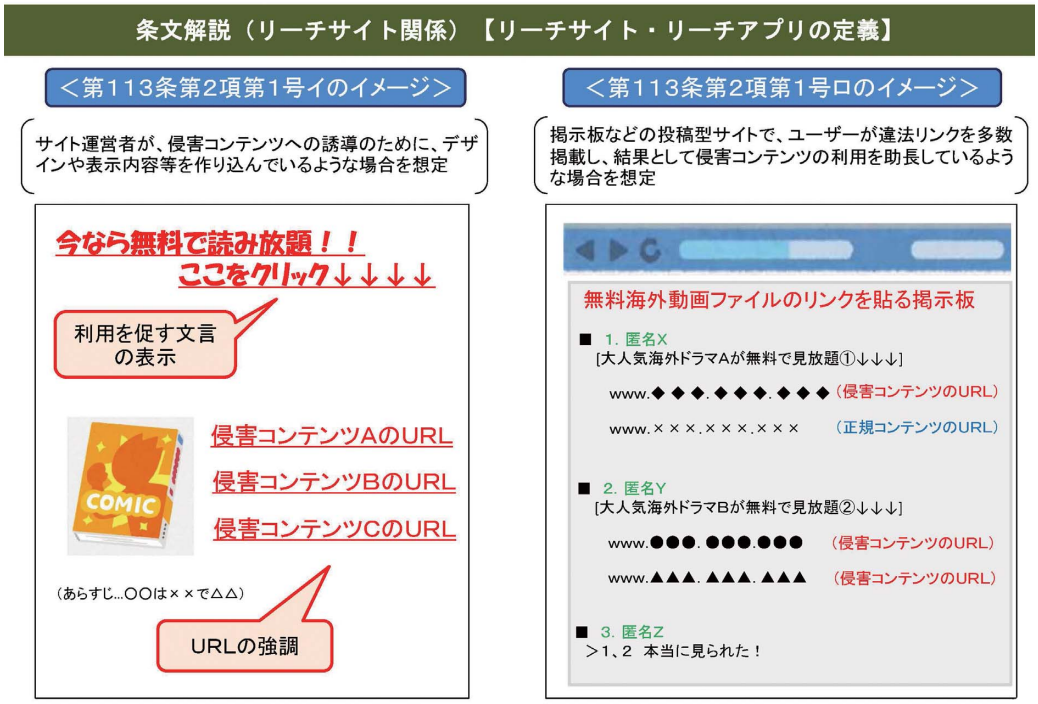

図４　第113条第２項第１号：リーチサイト・リーチアプリのイメージ

第120条の２第３号：侵害コンテンツへのリンク提供者に対する刑事罰

第百二十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二（略）
三　第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者[1]
四～六（略）

1　侵害コンテンツへのリンク提供者
要約すると、侵害とみなされるリンク提供者（上記第113条第２項参照）に対しては３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方が科されます。

第113条第３項：リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

（侵害とみなす行為）
第百十三条（略）
２（略）
３　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者（…中略…）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者（…中略…）[1]が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合[2]であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為[3]は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

1　リーチサイト運営者 ＋ リーチアプリ提供者
2　リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合
3　リンクを削除することができるにも関わらず、削除せず放置する行為
要約すると、リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置すると侵害とみなされます。

第119条第２項第４号・第５号：リーチサイト運営者等に対する刑事罰

第百十九条（略）
２　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一～三（略）
四　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（・・・中略・・・）[1]
五　侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者（・・・中略・・・）[2]
六（略）

1　リーチサイト運営者
2　リーチアプリ提供者
要約すると、侵害とみなされるリンク提供を放置したリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者（上記第113条第３項参照）に対しては、５年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はその両方が科されます。

第113条第４項：ウェブサイト等の一般的な定義

（侵害とみなす行為）
第百十三条（略）
２・３（略）
４　前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物[1]（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するもの[2]を含む。）をいう。

１　ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページのまとまり（集合物）＝ウェブサイト
２　ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページのまとまりの一部　（※）（前略）一定規模のまとまりを政令で規定する予定であり、１ページやごく少数のページは対象としない。

要約すると、第113条第２項、第３項に規定するウェブサイト等は「ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページのまとまり」や「まとまりの一部で政令で規定する要件に該当するもの」です。

第119条第２項第４号：プラットフォーマーの除外

第百十九条（略）
２　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一～三（略）
四　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第百十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等[1]において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者[2]（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）[3]を除く。）

前記のとおり、第１１９条第２項第４号は「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者」（リーチサイト運営者）の刑事罰を定めています。そこでは省略されていた（　）内でプラットフォーマーを刑事罰の適用除外としています。その（　）内にも長いカッコ書きがあるため、その部分を除いて網掛けにしました。

１　リーチサイトと相当数の一般的なウェブサイトを包括している汎用的なウェブサイト（＝プラットフォーム）（例）YouTubeの特定のチャンネルがリーチサイトに該当する場合のYouTube全体
２　汎用的なウェブサイト（＝プラットフォーム）において、単に、特定のユーザーによるリーチサイト提供の機会を提供したに過ぎない者（ごく間接的な関与しか行っていない者）（例）YouTubeの特定のチャンネルがリーチサイトに該当する場合のYouTube全体を管理するGoogle
３　著作権者等からの侵害コンテンツへのリンクの削除要請を正当な理由なく相当期間にわたって放置しているなど、悪質な場合には除外されない（＝規制が及ぶ）

要約すると、プラットフォーマーには削除要請を放置するなど悪質な場合を除いて（点線の下線部分）、規制を及ぼさないことにしました。

第2回　海賊版対策を強化した2020年改正著作権法

侵害コンテンツのダウンロード違法化

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM）　客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士　城所 岩生（きどころ いわお）

2020年改正著作権法による海賊版対策の強化の２本柱は、前回連載で解説した「リーチサイト対策」と今回から解説する「侵害コンテンツのダウンロード違法化」です。リーチサイト対策は今回の改正で初めて導入されましたが、ダウンロード違法化は2009年の改正で導入されて以来、今回が３回目の改正になるので、まず違法化の歴史から振り返ります。

私的使用であれば合法だったダウンロード

違法コンテンツをネットにアップロードする行為は、1997年の改正によって違法とされていましたが（著作権法23条１項、以下、著作権法は条文番号のみ表示）、ダウンロードする行為は私的使用であれば合法でした。30条１項が著作物の個人的又は家庭内等の限られた範囲内での使用（私的使用）を目的とする場合は許諾なしの複製を認めているからです。

ダウンロードも違法にした2009年改正

ブロードバンドの普及で高画質の動画が配信可能になったことにより、違法配信サイトやファイル共有ソフト等を通じて、違法に配信される音楽や映像が大量に流通するようになりました。こうした違法にアップロードされたコンテンツからのダウンロードが正規の流通市場を脅かすようになる中、アップロード者に対する権利行使にも限界があることから、一定範囲のダウンロード行為を私的使用複製から除外し、著作権侵害にあたるとする改正を行いました。

著作物の個人的又は家庭内等の限られた範囲内での使用（私的使用）を目的とする場合は許諾なしの複製を認めた30条１項は、その例外として私的使用であっても権利制限とならない行為類型についても定めています。この例外として、３号に「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、その事実を知りながら行う場合」を追加することにより、侵害とされるようになりました。

対象はデジタル方式の録音または録画に限られていて、文書や画像は含まれていないので、ネットにアップされている著作権侵害文書や画像（マンガ）を私的使用目的で複製しても著作権侵害にはなりませんでした。

刑事罰を導入した2012年改正

私的使用であれば著作権侵害としない30条の適用範囲は、例外規定の追加により徐々に狭まりつつありますが、2012年改正までは刑事罰が科せられることはありませんでした。家庭内の私的領域での複製にまで刑罰を科すことに対する懸念からでした。しかしながら、2009年の改正によっても、インターネット上の違法コンテンツの流通による被害は依然として深刻な状況が続きました。

このため、著作権侵害に対する罰則を定めた119条３項を改正し、違法なネット配信による音楽や動画を違法であると知りながらダウンロードする行為を著作権法違反とし、２年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしました。ただし、親告罪となっているため、権利者からの告訴がないと起訴することはできません。

海賊版サイトの急増

2020年法改正のきっかけとなった海賊版サイトの急増について表１にまとめました。

表１　海賊版サイトの急増

年月	動き
2016年１月	人気漫画を無料で読める海賊版サイト「漫画村」開設。
2017年10月	海賊版漫画のリンク先を集めたリーチサイト「はるか夢の址」の運営者2人を摘発。
2018年２月	NHKニュース7「無断『海賊版サイト』利用者急増」と放映。
2018年４月	犯罪対策閣僚会議等「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」発表※1。
同上	緊急対策発表を受け、漫画村などがサイト閉鎖。

※１　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/180413/siryou2.pdf

緊急対策の発表資料には以下の注記があります。

「漫画村」「Anitube」「Miomio」などそれぞれのサイトへの訪問者は大多数にのぼり、「漫画村」では、約1億6000万人（96%が日本からのアクセス）、「Anitube」については、約4600万人（99%が日本からのアクセス）、「Miomio」では、1200万人（80%が日本からのアクセス）になっている（※いずれも2018年2月のデータ）。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約3000億円、「Anitube」では約880億円、「Miomio」では約250億円に上ると推計されている（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）による推計）。

先行したリーチサイト規制

前回連載で改正法の条文を紹介したリーチサイト規制については、以前から検討が進められてきました。その流れを表2にまとめました。

表2　リーチサイト規制

年　月	動　き
2012年度	文化審議会著作権分科会・法制問題小委員会報告書、継続課題と整理※2。
2016年度	「知的財産推進計画2016」での「デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備」の提案を受けて、文化庁で「リーチサイトへの対応」についても検討開始。
2018年９月	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する論点整理（案）」を了承 。
2019年２月	文化審議会著作権分科会　リーチサイト規制を含む海賊版対策を提案する報告書了承※3。
2019年３月	2019年通常国会での改正見送り。*

*後述するとおりダウンロード規制についての政府案に対して、自民党の了承が得られなかったため、2019年の通常国会への提出は見送られました。リーチサイト規制の改正案についてはこの時点でも特に反対は出ませんでしたが、ダウンロード規制の道連れで見送られた形となりました。

見送られたブロッキング規制

海賊版による被害の深刻化（表1参照）に伴い、対策として最初に浮上したのがブロッキング（接続遮断）規制でした。その検討状況を表3にまとめました。いずれも2018年の動きです。

座長を除く委員の半数の反対で、両論併記の「中間まとめ」すらまとめられなかったのは、ブロッキングをするには、すべてのアクセスを検知する必要があり、憲法で保障された「通信の秘密」を侵害するおそれがあるからです。当初、政府や出版業界などは「緊急避難」として導入したい意向でした。確かに児童ポルノに関しては、2011年に子どもへの重大な人権侵害を減らすため緊急避難として規制を導入しました。しかし、民間事業者が主導して、対象の選定や見直しのための組織をつくるなど、慎重に運用されています。

表3　ブロッキング規制

月日（2018年）	動き
4月13日	知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を発表※4。漫画村、Atitube, Miomioの3サイトのブロッキング（接続遮断）を示唆。
6月22日	知的財産戦略本部に設置された「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（以下、「検討会議」、座長　中村伊知哉・慶応義塾大大学院メディアデザイン研究科教授、村井純・同大学院政策・メディア研究科委員長）で、ブロッキングの法制度整備をはじめとする総合的な海賊版対策についての検討を開始。
9月13日	第7回検討会議で事務局が中間報告書素案を提出。両論併記の形で「合意を見ることはできなかった」としつつも、ブロッキング法制化への布石とも読める結論に座長を除く委員の半数を占める9人の委員が反対。
9月19日	第8回検討会議終了後、9人の委員が緊急記者会見を開催し、反対声明。
10月30日	座長検討状況報告、9回にわたる集中的な議論を行ったが、ブロッキングに関する法制度整備について議論をまとめることはできなかったとした上で、リーチサイト規制の法制化や著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化の検討などを進める提案※5。

今回、政府は上記のとおり、漫画村、Atitube, Miomioの3サイトのブロッキングを示唆しました。政府が介入するとなると、憲法で保証された「言論の自由」や「検閲の禁止」を侵す恐れも出てきます。しかも、児童ポルノのように人権侵害のおそれのある問題ではなく、財産権にすぎない著作権に緊急避難を認めるべきかという議論も当然あります。

拙速だったダウンロード全面違法化の検討

大山鳴動して鼠一匹のような結果に終わった検討会議の指摘を受けて、静止画ダウンロード違法化について所管する文化庁が検討することになりました。その動きを表4にまとめました。10月と12月は2018年、それ以降は2019年の動きです。

※2　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/h24_07/pdf/shiryo_4.pdf

※3　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_03/

※4　前掲注1。

※5　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku

表4　文化庁での検討

月日	動き
2018年 10月29日	文化審議会著作権分科会法制･基本問題小委員会（以下、「小委」、主査　茶園成樹・大阪大学大学院教授）、関係団体からダウンロード違法化に対する意見聴取開始。
12月７日	小委 中間まとめ
2019年 １月25日	小委 5人の委員が意見書提出※6、少なくともう1回の審議を提案する委員も複数いた。中にはもう1年かけて議論すべきとする委員もいたが、文化庁は、意見は報告書に反映するので主査に一任してほしいと押し切った。
１月30日	小委9人の委員が「報告書（案）修正の方向についての共同意見」提出※7。
２月５日	小委「対象範囲を著作物全般に拡大（対象行為を複製全般に拡大）していくことが有力な選択肢」とする報告書をまとめる。
２月13日	文化審議会著作権分科会、小委の報告書を含む分科会報告書に反対する委員も多かったが、多数決で了承※8。

反対運動の高まり

2019年の通常国会への提案をめざす文化庁は、小委と著作権分科会での反対を何とか抑え込んで報告書をとりまとめましたが、関係者からは意見書や声明の発表が相次ぎました。その動きを表5にまとめました。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）以外の団体はすべて反対しましたが、中でもインパクトの大きかったのは、漫画業界の反対でした。政府が海賊版対策を検討するきっかけになったのが、海賊版サイト「漫画村」問題だったことに象徴されるように漫画業界は海賊版の最大の被害者です。

にもかかわらず日本マンガ学会は、反対運動の先陣を切って１月23日、「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」を発表。反対声明は小委の中間まとめ（当時「案」）に対して、2012年の「動画や音楽のダウンロード違法化・刑事罰化のあと、逮捕者は出ておらず、もっぱら法律による『抑止力』のみが期待されている状態にある」中、「静止画等のダウンロードを違法化することは、悪意ある侵犯者に対してはまったく効果がなく、逆に一般ユーザーの萎縮を招き、研究・創作を著しく阻害する最悪の結果となることが予想される」などの問題点を指摘した上で、以下のように結んでいます。

表5　関係団体による動き

月日 （2019年）	提出団体	意見書のタイトル
１月23日	日本マンガ学会	ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明。
２月８日	一般社団法人情報法制研究所	ダウンロード違法化の全著作物拡大に対する懸念表明と提言の発表。
２月８日	NPO法人うぐいすリボン、コンテンツ文化研究会	参議院議員会館で違法ダウンロード範囲拡大を考える院内集会開催。
２月19日	知的財産法・情報法の研究者等	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する 緊急声明。
２月21日	出版広報センター	今国会に提出される著作権法改正「リーチサイト規制」「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」について。
２月25日	NPO法人日本独立作家同盟	知的財産法・情報法の研究者などによる「『ダウンロード違法化の対象範囲に見直し』に関する緊急声明」へ賛同いたします。
２月26日	一般社団法人日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクト	ダウンロード違法化の対象範囲に見直し」に対する意見。
２月27日	公益社団法人日本漫画家協会	「ダウンロード違法化の対象範囲に見直し」に関する声明。
２月28日	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)	ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する意見として
３月１日	一般社団法人マンガジャパン	「ダウンロード違法化の対象範囲に見直しについて」の見解。
３月10日	全国同人誌即売会連絡会	著作権法「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」について。
３月11日	一般社団法人日本建築学会	著作権法改正に伴う「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」についての緊急会長声明。
３月13日	日本学術会議有志	著作権法上の「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」についての意見。
同日	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)	著作権法改正案の今国会提出の見送りについて

出典：各団体のホームページ　2月19日の知的財産法・情報法の研究者等については※10を参照。

※６　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_08/pdf/r1413427_09.pdf
※７　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/pdf/r1413733_10.pdf
※８　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/pdf/r1413733_03.pdf

これらの点が十分に検討されているとはいいがたいのは、中間まとめが、著作物の私的使用を一方的な便益の受容・消費活動と限定してとらえているためであり、著作物の享受や消費行為が、新たな著作物を創造する〈生産行為〉でもありうるという点が考慮されていない。

とくに日本のマンガ文化は、こうした〈生産行為〉を基礎とすることで、世界的な発展を遂げて来た。著作権の保護されるべき最終的な目的が「文化の発展」にある以上、この著作物の受容・消費過程における生産的・発展的側面が失われるようなことがあってはならない。よって、ダウンロード違法化の対象範囲の拡大それ自体に反対する。

『のだめカンタービレ』などの人気作で知られる漫画家の二ノ宮知子さんも、２月13日のツイート「誰が頼んだよ、こんなの……」は17日までの４日間で3491回もリツイートされました。

著作権法の権威、中山信弘・東京大学名誉教授も「ネット時代の海賊版対策には『マグロは捕まえ、メダカは逃がす』という工夫が必要だ」としています※9。

自民党も見送り

法案には国会議員が法案をつくる「議員立法案」と、内閣が法案をつくる「内閣提出法案（閣法）」があります。閣法は閣議決定を経て国会に提出されるため、与党自民党の了承を得る必要があります。文化審議会著作権分科会の了承を得た改正案の自民党における検討状況を表６にまとめました。

緊急声明の賛同者・呼びかけ人有志によって構成されたワーキンググループが３月３日に公表した自民党文部科学部会・知的財産戦略調査会議での文化庁の配布資料（２月22日）の検証レポートは以下のサマリーではじまっています。

文化庁は、文化審議会での議論について、

① ４人の慎重派委員の意見そのものを省略、
② ２人の慎重派委員の主張の重要部分を省略、
③ 慎重派の委員２名の意見の一部だけを切り取り積極派であるかのように誤導、
④ 積極派の人数を「水増し」、

表6　自民党内の検討状況

月日（2019年）	動き
２月15日	自民党文部科学部会　文化庁の改正案審査。
２月21日	マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟（以下、「MANGA 議連」)会長　古屋圭司衆議院議員、「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する緊急声明（表5、2月19日の欄参照）の呼びかけ人、高倉成男・明治大学知的財産法政策研究所長、中山信弘・東京大学名誉教授、金子敏哉・明治大学法学部准教授に意見を求める。
２月22日	自民党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議　改正案了承。
２月25日	MANGA議連　古屋会長、高倉成男、中山信弘、金子敏哉より意見書等受領。
２月28日	MANGA議連古屋会長、赤松健　漫画協会・常務理事、玉井克哉・東京大学教授より意見聴取。
３月１日	自民党総務会、関係者の理解が得られていないと判断し、改正案の了承見送り。
３月３日	明治大学知的財産法政策研究所部会資料検証ワーキンググループ(上記緊急声明の賛同者・呼びかけ人の有志)による「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する自由民主党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議（2019年2月22日）配布資料の検証レポート）を公表※10。
３月４日	高倉成男、中山信弘、金子敏哉MANGA議連の古屋会長より依頼を受け、2月25日に提出した意見書及び2月28日に提出した補足資料を公表※11。
３月５日	朝日新聞、「文化庁の説明『不正確』　賛成意見を水増し、慎重意見は省略?」と題する記事掲載。
３月６日	自民党 文部科学部会・知財戦略調査会合同役員会、今国会での成立を目指す方針確認。
３月９日	読売新聞、「関係者によると、安倍首相が6日、党の最高意思決定機関である総務会のメンバーで、超党派の『マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟』会長の古屋圭司元国家公安委員長と電話で協議し、削除を求めたという」と報じる。
３月13日	自民党 文部科学部会・知財戦略調査会合同役員会、文化庁に「国民の懸念を払拭すべく丁寧な手続きを進め、次期国会へ向けて仕切り直しをすべき」と要求。
３月15日	柴山文部科学大臣、記者会見で今国会への法案提出見送りを発表。

※９　https://www.asahi.com/articles/ASM3D6V6ZM3DUCVL01X.html
※10　http://www.isc.meiji.ac.jp/~ip/20190219seimei.html
※11　同上。

するなどの処理を行っており、議論の正確な状況が伝えられていない。

この後、①～④についてそれぞれ簡単な解説がありますが、④だけ紹介します。

④　積極拡大派の学者委員1名の意見を4つに分けて紹介し、あたかも4名の積極派委員がいたかのように見せかけている。

レポートは続けます。

これにより、実際には無限定な対象拡大に積極的な意見は少数派であるにもかかわらず、これが多数派であったような誤解を誘っている。

政策判断を行う上で、審議会における議論の状況を正確に把握すべき立場である与党に正確な情報が提供されていない点は、立法過程における極めて重大な問題をはらんでいる。

2月22日、自民党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議は、この配布資料による説明を受けて、改正案を了承したので、正確な情報を提供せずに政策判断させたことになり、重大な問題といえます。

日本版ロビーイング2.0

改正が見送られた経緯を振り返ると、文化庁の改正案はわれわれが日常的に行っているメモがわりにスマホの画面を撮影するスクリーンショットまで違法にしかねない内容でした。このため、ネット上で騒然となり、7月の参院選を控えて世論に敏感になっていた自民党も了承しませんでした。この騒動を見て、日本にもようやくロビーイング2.0の時代がやってきたなと思いました。

ロビーイング2.0という言葉が生まれたきっかけは、2012年1月にWikipediaの英語版の画面が真っ黒になり、丸1日サービスが停止（ブラックアウト）された事件です。サイトには上下両院に提案された著作権強化法案に反対する声明が表示され、Google, FacebookなどIT大手もネット上での抗議を呼びかけました。ロビーイング1.0時代の主役は、豊富な資金力にモノを言わせてこれまで提案した法案をほとんど通してきたハリウッドで、この法案にも巨額のロビー活動費を使って成立寸前まで漕ぎつけました。ところが、Wikipediaのブラックアウトをきっかけにネット市民（選挙民）から抗議の電話が殺到したため、議員たちは一夜にして態度を翻し、法案は葬り去られました。

ネット世論が政治家を動かしたという点では、2018年度の改正見送りもロビーイング2.0の日本版といえそうです。当時、筆者も時々投稿しているブログに「『違法DL範囲拡大』反対の声を国会議員に届けよう」と題する投稿をしました[※12]。米国の著作権強化法案廃案の直後に出版した『著作権法がソーシャルメディアを殺す』（PHP新書）のエピローグ「ロビーイング2.0のすすめ」でも、著作権強化法案に反対するユーザーの声を直接、政治家に届けることをすすめました。

直接届けなくても、2018年度に違法ダウンロード範囲拡大法案を阻止した時のようにネットを通じて世論を盛り上げていけば、選挙民の動向に敏感な政治家がきいてくれます。著作権法は権利保護と著作物の利用のバランスを図ることを目的とする法律ですが、フェアユースのような一般的な権利制限規定のない日本ではそのバランスが保護に傾きがちなので、利用者であるわれわれが発信することで、政治家にその声を届ける必要があります。

2020年改正法に向けての検討

仕切り直しとなった2019年度に入ってからの検討状況を表7にまとめました。最初の11月27日が2019年、それ以降は2020年の動きです。

表7　2020年改正法に向けての検討

年月	動き
2019年 11月27日	第1回「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」（以下、「検討会」）開催（座長 土肥 一史・一橋大学名誉教授、弁護士）。
2020年 1月16日	検討会は9月から10月にかけて実施したパブリックコメントや国民アンケートの結果等を踏まえた適切な制度設計等について3回にわたって検討を行い、「検討会における議論のまとめ」を発表[※13]。
2月10日	文化審議会著作権分科会「検討会における議論のまとめ」を反映した改正案を盛り込んだ分科会報告書を了承。
3月10日	改正案　自民党の了承を経て、閣議決定。
6月5日	改正法成立、6月12日施行。

侵害コンテンツのダウンロード違法化の改正法の条文については次回連載で紹介します。

※12　https://agora-web.jp/archives/2037318.html

※13　https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/pdf/91997502_01.pdf

第3回　海賊版対策を強化した2020年改正著作権法

侵害コンテンツのダウンロード違法化(2)

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM）　客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士　城所 岩生（きどころ いわお）

2020年改正著作権法による海賊版対策強化の2本柱は連載1回目で解説した「リーチサイト対策」と前回の連載2回目から解説中の「侵害コンテンツのダウンロード違法化」です。後者については2019年に政府が提案した改正案に対して、自民党の了承が得られず、仕切り直しとなった背景について解説しました。2019年改正案を修正して、2020年に成立した改正法の条文を今回の連載で解説します。

2019年改正案からの修正点

国民の情報収集に萎縮効果を招きかねないとして、ネット世論の反発を招いた2019年改正案を図1のとおり修正しました。

改正のポイント

改正のポイントおよび改正後のイメージは図2のとおりです。

【参考】平成31年2月時点の法案からの修正点

海賊版対策の実効性を確保しつつ、国民の萎縮を防止するなどの観点から、以下の修正を行っている。

①附則に普及啓発・教育をはじめとした運用上の配慮規定などを追加

（ⅰ）国民への普及啓発・教育の充実【附則第2条】
（ⅱ）適法サイトへのマーク付与等の推進【附則第3条】
（ⅲ）刑事罰の運用に当たっての配慮【附則第5条】
（ⅳ）施行後1年を目途としたフォローアップ【附則第6条】
（ⅴ）違法アップロード対策の充実（国際連携・国際執行、民間との協働など）【附則第7条】

②スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像（例：アニメキャラのアイコン）が写り込むことなどを違法化対象から除外（法第30条の2により措置）

③漫画の1コマ～数コマなど、「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外

④「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外

⑤「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外

（※1）ユーザー側に「不当に害しない」という立証責任を負わせるとともに、「特別な事情」と明記することで居直り的な利用を確実に防止する。

（※2）「特別な事情」は、（ア）著作物としての保護の必要性の程度と、（イ）ダウンロードの目的・必要性などの態様の2つの要素によって判断される。例えば、詐欺集団の作成した詐欺マニュアルを防犯目的でダウンロードする行為などが典型例。

14

図1　2019年改正案からの修正点
出典：「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 御説明資料」※1

※1　https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_02.pdf

②侵害コンテンツのダウンロード違法化 【第30条第1項第4号等関係】

＜改正のポイント＞

○ 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制（私的使用であっても違法とする）について、対象を音楽・映像から著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）に拡大する。

○ その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとする（※）とともに、①漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」や、②二次創作・パロディ、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とする。

（※）重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。

○ さらに、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行うことを要件とする。
（法定刑：2年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科も可）、全て「親告罪」（権利者の告訴が必要））

＜改正後のイメージ＞

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、正規版が有償で提供されているもの
	【除外①】 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 （※）スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない（法第30条の2により措置）	
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外	
	【除外③】「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外	
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象 （※）重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性	―	継続的に又は反復して行う場合が対象
法定刑の水準		2年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科も可）
親告罪の扱い		すべて親告罪（権利者の告訴が必要）

（※）このほか、附則に、（ⅰ）国民への普及啓発・教育の充実、（ⅱ）適法サイトへのマーク付与等の推進、（ⅲ）刑事罰の運用に当たっての配慮、（ⅳ）施行後1年を目途としたフォローアップ、（ⅴ）違法アップロード対策の充実（国際連携・国際執行、民間との協働など）を規定

（※）音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする（今回の改正により後退させない）

13

図2　侵害コンテンツのダウンロード違法化　出典：図1と同じ

条文

図1の出典資料をもとに条文を紹介します。条文には下線を引いて吹き出しで説明がついている箇所があるため、その部分に番号を付して条文の後に吹き出し内の説明を記しました。最後に「要約」として、図1「改正のポイント」の該当箇所を再掲しました。このため、要約からお読みいただくと理解しやすいかもしれません。また、（　　）内の説明が多い条文については、（　　）外を網掛けにしたので、まず網掛け部分からお読みいただくことをおすすめします。

第30条第１項第４号：ダウンロード違法化の対象範囲の拡大（全ての著作物を対象に）＋除外規定

（私的使用のための複製）

第三十条　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～三（略）

四　著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く[1]。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製[2]（録音及び録画を除く[3]。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く[4]。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら[5]行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く[6]。）

1　二次創作・パロディを違法化対象から除外（翻訳された海賊版は除外しない）

（※）第28条に規定する権利：二次創作物が利用される場合の原作者の権利

2　著作物全般のダウンロード（複製）を対象とする
3　第3号において、従前より対象
4　数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマ（ごく小部分）など、「軽微なもの」を違法化対象から除外
5　アップロードが適法か違法か不明な場合や、適法だと誤認した場合もダウンロードは違法とならない
6　国民の正当な情報収集等への萎縮を防止するため、様々な要素に照らして、違法化対象からの除外を判断できるバスケットクローズ規定（安全弁）を設ける

要約（図1の一部を再掲）：
（1）違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制（私的使用であっても違法とする）について、対象を音楽・映像から著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）に拡大する。
（2）その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、①漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」や、②二次創作・パロディ、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とする。

第30条第２項：主観要件の厳格化（重過失により違法だと知らなかった場合も違法とならないことを明確化

（私的使用のための複製）
第三十条　（略）
2　前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失[1]により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

1　著しい不注意により「特定侵害複製であること」（違法にアップロードされたものであることなど）を知らなかった場合も、ダウンロードは違法とならないことを明確化。

要約（図1の一部を再掲）：重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。

第119条第３項第２号：ダウンロード刑事罰化の対象範囲の拡大（全ての著作物を対象に）＋除外規定

第百十九条（略）
2　（略）
3　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
二　第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの[1]（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を継続的に又は反復して行つた者[2]
4・5　（略）

1　正規版が有償で提供されている場合に限定
2　反復・継続して行う場合に限定（単発的なダウンロードは対象外）

要約（図1の一部を再掲）：刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物のダ

ウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行うことを要件とする。（法定刑：２年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科も可）、全て「親告罪」（権利者の告訴が必要））

親告罪に関連して、連載１回目（2021年3・4月号）でTPP加盟に伴う著作権法改正内容の「（２）著作権等侵害罪の一部親告罪化」について解説しました。TPP交渉で米国は著作権等侵害罪の非親告罪化を要求しましたが、交渉中の2011年に米国の要求がリークされると、これまで権利者がお目こぼししてきたコスプレや漫画のパロディなどの二次創作が摘発されるのではないかとネット上で大騒ぎになりました。このため、2015年10月のTPP最終合意では二次創作は適用除外とされました。この方針は米国の離脱により2018年に締結されたTPP11にも引き継がれました。

自由民主党 知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会 事務局長を務める山田太郎参議院議員は2021年4月、ツイッターに以下のような投稿をしました[※2]。

これまで表現の自由を守る為に色々と実現してきましたが議員経験でこれだけ苦しかった案件はありません。2016年著作権が全て非親告罪になるギリギリの所、世界も非親告罪の流れで、原則親告罪を守りきれた事は、地味で世論には目立たない闘いでしたが、最後まで諦めなかった事が大きかったと思います。

山田太郎議員の闘いについて、筆者は「フェアユースは経済を救う～デジタル覇権戦争に負けない著作権法」（インプレスR&D）で以下のように紹介しました（235-236ページ）[※3]。

立候補以来、一貫して表現の自由を守ることを公約としてきた山田氏は、TPP関連著作権法改正で二次創作を非親告罪化の適用外とした功労者でもある。その実績は著書の「『表現の自由』の守り方」（星海社新書　2016年）に詳しい。同書によると、参議院でも2014年6月9日の決算委員会で甘利明TPP担当大臣と下村博文文部科学大臣に、2015年3月19日の予算委員会では宮沢洋一経済産業大臣に非親告罪化の二次創作文化に及ぼす影響について質問。最終的に2015年8月10日の予算委員会では安倍総理から次のような答弁を引き出した。

「そして、TPP交渉における著作権侵害の非親告罪化については、二次創作の萎縮などの懸念も踏まえ、権利保護と利用促進とのバランスを取りながら共通ルールの構築を目指し交渉に当たっております。」

山田議員には昨秋、国際大学GLOCOMが開催した公開コロキウム『著作権法50周年に諸外国の改正動向を考える ～デジタルアーカイブ、拡大集中許諾制度、孤児著作物対策～』で基調講演をお願いしました。講演を本にした城所岩生編著、山田太郎、福井健策ほか著「著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応」（インプレスR&D）が３月に出版されました[※4]。

本稿冒頭で紹介したとおり、海賊版対策のための著作権法改正案は2019年の政府原案に自民党の了承が得られずに見送られ、2020年に修正案が国会で了承されました。修正案は参議院では山田議員の尽力により全会一致で可決しました。その山田議員の公開コロキウムでの基調講演に、１月にインタビューして補足していただいた第１章 「デジタル時代に与党自民党がとらえる著作権の課題」は、今後の著作権法を占う上で参考になるので、一読をおすすめします。

横道にそれましたが、本道に戻ると侵害コンテンツのダウンロード違法化の改正には附則が追加されました。

附則の追加

図１の①のとおり、附則に普及啓発・教育をはじめとした運用上の配慮規定などを追加しました。

＜附則に運用上の配慮規定などを追加＞（ア）国民への普及啓発・教育の充実、（イ）適法サイトへのマーク付与等の推進、（ウ）刑事罰の運用に当たっての配慮、（エ）施行後１年を目途としたフォローアップ、（オ）違法アップロード対策の充実

※２　https://twitter.com/yamadataro43/status/1384773774222843909
※３　https://www.amazon.co.jp/dp/B01N440WPZ
※４　https://www.amazon.co.jp/dp/4844379704

第一条（略）
（国民に対する啓発等）
第二条　国及び地方公共団体は、国民が、私的使用（第二条の規定による改正後の著作権法（以下「第二条改正後著作権法」という。）第三十条第一項に規定する私的使用をいう。）の目的をもって、特定侵害複製（同項第四号に規定する特定侵害複製をいう。以下この項において同じ。）を、特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。
２　国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

附則については条文全体をカバーするような吹き出しがついていて、その中の説明が条文の内容を簡潔にまとめているので、その説明を要約として掲載します。
要約：国民への普及啓発（第1項）及び学校等での教育（第2項）の充実

第三条　著作物（著作権の目的となっているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

要約：適法サイトへのマーク付与等の推進

（罰則についての運用上の配慮）
第四条　第一条の規定による改正後の著作権法（附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。）第百十九条第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第百二十条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。
第五条　第二条改正後著作権法第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

要約：刑事罰の運用に当たっての配慮、リーチサイト関係（第四条）、ダウンロード違法化関係（第五条）

第六条　政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

要約：施行後1年を目途としたフォローアップ

第七条　政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

要約：違法アップロード対策の充実（国際連携・国際執行の強化など）